

第2章 組合議会

○松山衛生事務組合議会の定例会の回数を定める 条例

制 定 昭和43年7月1日条例第14号

松山衛生事務組合議会の定例会は、毎年4回とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年1月1日から適用する。